

# 宮城県新型コロナウイルス等対策行動計画の改定(案)

【資料 1】  
宮城県感染症対策委員会  
令和6年12月13日

## 「宮城県新型コロナウイルス等対策行動計画」改定の概要

- 今般、新型コロナウイルス感染症を始めとした実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次なる感染症危機に対して、より万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るため、**2024年7月に「新型コロナウイルス等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」が改定された。**
- 我が県でも、政府行動計画改定の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス等対策特別措置法第7条に基づき、「**宮城県新型コロナウイルス等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」の改定**を行い、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

### 【現行の「県行動計画」】

- ・策定年：2014（平成26）年3月
- ・根拠：特措法第7条（政府行動計画に基づき、都道府県行動計画を作成）
- ・内容：2013（平成25）年6月策定の政府行動計画に準拠

## 政府行動計画改定の背景

### 【新型コロナウイルス対応による課題】

国の新型コロナウイルス等対策推進会議において、以下の3点を主な課題と整理

**平時の備えの不足・変化する状況への柔軟かつ機動的な対応・情報発信**

上記課題に関する国の取組方針 ※既に実施済も含む

- ・特措法を始めとした**関係法令の整備**
- ・**内閣感染症危機管理統括庁**（R5.9～）、**国立健康危機管理研究機構(JIHS)**（R7.4～）設置
- ・国及び県の**総合調整権限・指示権限の創設・拡充**によるガバナンス

## 「政府行動計画」に反映

## 政府行動計画改定のポイント

○今回、**新型コロナウイルス対応の経験を踏まえ、初めて政府行動計画を抜本的に改定**

○**主な改正点は以下の5項目**

### I 平時の準備の充実

- ・平時からの**定期的な訓練**
- ・国と自治体、JIHSと地方衛生研究所等（Ex:県保健センター等）との連携体制等の構築

### II 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- ・各対応の段階を**準備期、初動期、対応期の3期に分類**（改正前の段階は5期）
- ・対策項目を**13項目に拡充**（改正前の対策項目は6項目）
- ・新たに**5つの横断的視点**（人材育成・国と自治体連携・DX推進・研究開発支援・国際連携）を設定

### III 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切り替え

- ・**新型インフル、新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭**
- ・**新型コロナの経験を踏まえ、中長期的に複数の波が来ることを想定**
- ・**感染拡大防止と社会経済活動のバランスを配慮した柔軟かつ機動的な対策切り替え**

### IV DXの推進

- ・デジタル技術を活用した国と自治体間の**情報収集・共有・分析・活用の基盤整備**

### V 実効性確保のための取組

- ・**毎年度フォローアップの実施**（Ex:検査・医療提供体制の整備や物資の備蓄状況の見える化）
- ・概ね**6年毎の改定**

## 「県行動計画」改定の主なポイント

### 【改定の方針】

- ◆ **政府行動計画の項目立てと記載内容に基づき、県行動計画を抜本的に改定**
- ◆ **各対策項目の詳細については、県が行った新型コロナウイルス対応の経験等も踏まえ記載**
- ◆ **政府行動計画に倣い、各種対応の主たる役割を担う県担当部局を明確化**

《参考：改定にあたって国が示す主な留意事項》

- ・国やJIHSが主体となる取組は、県行動計画に記載不要
- ・政府行動計画において都道府県が主体となる取組は、漏れなく記載
- ・対応の3段階（準備期、初動期、対応期）は、原則として同様の区分で整理

### 【県独自の改定ポイント】※改定作業中のため変更可能性あり

新型コロナウイルス対応の経験を踏まえた取組

#### ②情報収集・分析、③サーベイランス

- ・平時から県（感染症部門、地方衛生研究所）と専門家が連携し、情報収集・分析体制の整備を進め、有事にこれらの体制を活用し感染症のサーベイランス、情報収集、リスク評価等を実施

#### ⑧医療

- ・県医療調整本部の体制整備等、県による平時からの総合調整の実施を行い、有事には、県医療調整本部の速やかな設置、病院長等会議の開催等により、円滑医療提供体制の確保を実施。

#### ⑪保健、⑫物資など

- ・各種対応のDXの推進や事務及び現場対応に関する外部委託等の実施及び感染症対策物資の管理、運送等に関する事業者との連携を構築

年月	主なスケジュール（予定）
R 6.8月	北海道・東北ブロック会議（統括庁）、素案作成
R 6.11月	感染症対策委員会及び連携協議会調整
R 6.12月	感染症対策委員会①
R 7.1月	感染症連携協議会、パブリックコメント、市町村等説明会
R 7.2月	感染症対策委員会②
R 7.3月	県行動計画改定、国・市町村報告

# 「県計画」における13対策項目別取組内容（案）

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練の実施</li> <li>・ 「宮城県感染症連携協議会」など定期的な会議の開催を通じた関係機関間の連携の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府対策本部設置に伴う県対策本部の設置と人員体制整備</li> <li>・ 国が自治体への財政支援について所要の措置を講じた場合の所要の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて応援職員派遣や総合調整・指示</li> <li>・ まん延防止等重点措置や緊急事態宣言に伴う要請又は命令</li> <li>・ 政府対策本部廃止に伴う県対策本部の廃止</li> </ul>
②情報収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時からの情報収集・分析及び有事に収集・分析を行う情報や把握手段の整理</li> <li>・ 感染症部門、地方衛生研究所、専門家と連携した情報収集・分析体制の整備やネットワークの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準備期に整備した体制を活用し、感染症の情報収集やリスク評価を実施</li> <li>・ 県民生活及び県民経済の状況に関する情報収集</li> <li>・ 得られた情報や対策に関する県民や市町村等への共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症の情報収集・分析体制を継続し、包括的なリスク評価及び県民生活及び県民経済の状況の考慮</li> <li>・ 得られた情報や対策に関する県民や市町村等への共有</li> </ul>
③サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症サーベイランス実施体制の構築</li> <li>・ 平時からの感染症サーベイランスの実施</li> <li>・ 国と連携し、研修及び訓練による感染症サーベイランスに係る人材育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時からの感染症サーベイランスの継続に加えて、患者発生の早期探知に向けた当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始</li> <li>・ リスク評価等に基づく有事のサーベイランス体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流行状況に応じ、専門家等の意見を踏まえた感染症サーベイランスの実施</li> <li>・ 定点把握でも感染動向の把握が可能となった場合の、定点把握含む適切なサーベイランス体制への移行</li> </ul>
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<p>感染症対策について県民等が適切に判断・行動できるよう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症危機に対する理解を促進</li> <li>・ リスコミの在り方の整理・体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症に関する全体像がわかるよう、県民等に対し、迅速かつ一体的な情報提供・共有、双方向のコミュニケーション等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民等の関心事項や県内の流行状況等を踏まえつつ、各種対策について、県民等に対し迅速かつ一体的な情報提供・共有、双方向のコミュニケーション等を実施</li> </ul>
⑤水際対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が実施する水際対策に係る体制整備、研修及び訓練への協力・参加による連携体制を構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が実施する水際対策、検疫措置への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が実施する水際対策、検疫措置への協力</li> </ul>
⑥まん延防止	<p>有事にまん延防止対策を機動的に実施するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参考とすべき指標等（医療・社会経済）を事前整理</li> <li>・ 有事に県民・事業者の協力を得るため、理解促進を企図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 迅速な県内でのまん延防止対策（患者への入院勧告・措置や濃厚接触者への外出自粛要請等）実施のための準備を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、県民生活や社会経済活動への影響の軽減を企図</li> </ul>
⑦ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が進める予防接種事務のデジタル化等の取組を推進</li> <li>・ 県、市町村、関係機関と連携し、人員、会場、資材等を含めた接種体制を構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接種会場、医療従事者の確保等、接種に必要な体制について、国等と連携し準備を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定接種、住民接種の迅速な実施、接種体制の構築、拡充</li> <li>・ 国の健康被害に対する速やかな救済への協力</li> </ul>
⑧医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県医療調整本部の体制整備等、県による平時からの総合調整の実施</li> <li>・ 訓練、研修、県感染症連携協議会等による、感染症指定医療機関、協定締結医療機関等との有事の医療提供体制を準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県医療調整本部の設置準備</li> <li>・ 県感染症連携協議会、病院長等会議を開催し、相談・受診から入退院までの流れを早期に整備する等、適切な医療提供体制を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院調整が円滑に行われるよう県医療調整本部の設置等県による総合調整を実施</li> <li>・ 感染症指定医療機関、協定締結医療機関等による医療提供体制の確保及び段階的な拡充</li> </ul>
⑨治療薬・治療法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が行う研究開発等の推進に協力</li> <li>・ 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国と既存治療薬の有効性等の知見を共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国と連携し治療薬や対症療法薬の確保・適切な配分を企図</li> </ul>
⑩検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 迅速に検査体制の構築に繋げるための準備を行い、検査体制を整備</li> <li>・ 人材育成を進めるとともに、整備した検査体制について訓練等で実効性を定期的に確認し、適切な見直しを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査実施能力の確保状況を確認及び国への報告</li> <li>・ 検査等措置協定締結機関における検査体制が整うまで、速やかに地方衛生研究所等を中心とした検査体制の立ち上げを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査等措置協定締結機関等を中心とした検査体制への移行</li> <li>・ 国が感染症の特徴、流行状況、医療提供体制の状況等に基づき実施する検査実施の方針決定、見直しについて国と協力し実施</li> </ul>
⑪保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材の育成や連携体制の構築等により、保健所及び地方衛生研究所等の体制を整備</li> <li>・ 平時からの情報共有により、有事の際の基盤作りを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有事体制へ迅速に移行するために準備を実施</li> <li>・ 不安を感じ始める住民に対して、県内発生を想定した情報発信・共有を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種計画や準備期に整備した体制に基づき、迅速に有事体制に移行し、入院調整、健康観察、生活支援等各種対応の実施</li> <li>・ 地域の実情も踏まえた体制や対応の見直しを実施</li> </ul>
⑫物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関における感染症対策物資等の備蓄を推進</li> <li>・ 適切に物資の調達、管理、運送が実施できるよう、流通事業者及び運送事業者との連携体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症対策物資等が不足しないよう、物資の需給状況の確認及び確保を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認及び確保を実施</li> </ul>
⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有事に県民生活やと社会経済活動の安定を確保できるよう、体制を整備</li> <li>・ 有事の情報共有体制等の整備、業務継続計画策定等の事業継続に向けた準備に対する支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内での新型インフルエンザ等発生に備え、必要な対策の準備を開始</li> <li>・ 事業継続のための感染対策等の準備、国が示した法令等の弾力的な運用の周知等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時の準備を基に、県民生活や社会経済活動の安定を確保</li> <li>・ 県等は、生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を実施</li> </ul>

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

○感染症の情報収集・分析及び活用

- ・県の感染症対策について、集積したデータの分析・活用や専門家との連携がより求められる。
- ・県や保健所等地域レベルでのリスクアセスメントに基づくリスクマネジメントの実施が求められる。

・感染症情報収集・分析やサーベイランスの実施にあたり、県（感染症担当課、地方衛生研究所）が専門家と連携し、平時から情報収集・分析に関する体制を整備し、有事にその体制を活用することが望ましい。

【②情報収集・分析、③サーベイランスの取組内容】

- 平時においては、大学等の専門家と連携した感染症情報・分析チーム等の情報収集・分析体制整備を実施し、情報の集約化、発生動向の調査、専門的知見に基づいた情報の共有、発信を実施する。
- 新型インフルエンザ等発生時は、平時に整備した体制を活用し、効果的な感染症の情報収集・分析、情報の共有、発信、サーベイランスを実施する。

対策項目	準備期	初動期	対応期
②情報収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時からの情報収集・分析及び有事に収集・分析を行う情報や把握手段の整理</li> <li>・<u>感染症部門、地方衛生研究所、専門家と連携した情報収集・分析体制の整備やネットワークの活用</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>準備期に整備した体制を活用し、感染症の情報収集やリスク評価を実施</u></li> <li>・県民生活及び県民経済の状況に関する情報収集</li> <li>・得られた情報や対策に関する県民や市町村等への共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>感染症の情報収集・分析体制を継続し、包括的なリスク評価及び県民生活及び県民経済の状況の考慮</u></li> <li>・得られた情報や対策に関する県民や市町村等への共有</li> </ul>
③サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>感染症サーベイランス実施体制の構築</u></li> <li>・平時からの感染症サーベイランスの実施</li> <li>・国と連携し、研修及び訓練による感染症サーベイランスに係る人材育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時からの感染症サーベイランスの継続に加えて、患者発生 of 早期探知に向けた当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始</li> <li>・<u>リスク評価等に基づく有事のサーベイランス体制の整備</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>流行状況に応じ、専門家等の意見を踏まえた感染症サーベイランスの実施</u></li> <li>・定点把握でも感染動向の把握が可能となった場合の、定点把握含む適切なサーベイランス体制への移行</li> </ul>

# 「県計画」における感染症対策のポイント 医療提供体制（総合調整）の在り方【⑧医療】

## 【新型コロナウイルス感染症への対応について】

### ○医療提供体制について

- ・ 県と仙台市が合同で、「宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部」を設置し、調整本部内で同時に入院調整等を行うことで、病床の効率的な配分や医療機関の負担軽減につながり円滑な入院調整等を行うことが可能となった。
- ・ 病院長等会議で、行政と医療機関が一堂に会して情報交換したことにより、危機意識の共有と病床確保につながった。

- ・ **新型インフルエンザ等の発生に係る公表後速やかに、県医療調整本部を設置し医療体制を確立することが望ましい。**
- ・ **県医療調整本部による調整を円滑に進めていくためには、病院長等会議を開催する等、県と医療機関相互の情報共有、連携体制の強化が求められる。**

## 【感染症法の位置づけ】

### ○総合調整権限＜第63条の3＞

- ・ 都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部において、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村長、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）に対し、第十九条若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十六条の規定による入院の勧告又は入院の措置その他関係機関等が実施する当該区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置に関する総合調整を行うものとする。

- ・ **新型インフルエンザ等発生時に、仙台市、医療機関等と連携し全県で、効率的な医療提供体制の確保を行っていく必要があることから、県が総合調整を行うことが求められる。**
- ・ **事前の体制整備が重要であることから、県は平時から総合調整を行うことが求められる。**

## 【⑧医療の取組内容】

- 県は、対応期の県医療調整本部設置に向けて、平時から体制整備等の総合調整を必要に応じて実施する。
- 県医療調整本部による調整を円滑に進めるため、病院長等会議等を開催し、適切な医療提供体制を確保する。

対策項目	準備期	初動期	対応期
⑧医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県医療調整本部の体制整備等、県による平時からの総合調整の実施</u></li> <li>・ 訓練、研修、県感染症連携協議会等による、感染症指定医療機関、協定締結医療機関等との有事の医療提供体制を準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県医療調整本部の設置準備</u></li> <li>・ <u>県感染症連携協議会、病院長等会議を開催し、相談・受診から入退院までの流れを早期に整備する等、適切な医療提供体制を確保</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>入院調整が円滑に行われるよう県医療調整本部の設置等県による総合調整を実施</u></li> <li>・ 感染症指定医療機関、協定締結医療機関等による医療提供体制の確保及び段階的な拡充</li> </ul>

# 「県計画」における感染症対策のポイント 行政検査の進め方【⑩検査】

## 【行政検査の実務上の課題】

### ○新型インフルエンザ等に備えた検査体制について

- ・ 県では、新型インフルエンザ等発生時には、**検査措置協定を締結した民間検査機関や、検査実施能力のある協定締結医療機関と連携し、検査体制を構築することとしている。**
- ・ 民間検査機関等が新型インフルエンザ等の検査を実施するには、検査試薬の十分な流通、検査マニュアルの配布が必要となってくることから、初動期から対応期の初期にかけて、地方衛生研究所を中心とした検査体制となることが想定される。

### 検査能力の確保状況【11月1日時点】

施設区分	流行初期	流行初期以降
県衛生研究所	72件/日	236件/日
市衛生研究所	77件/日	236件/日
民間検査機関（3社） 【検査措置協定】	1,030件/日	3,800件/日
医療機関 【医療措置協定】	2,285件/日	2,419件/日
合計	3,464件/日	6,691件/日
予防計画の目標値	5,566件/日	7,054件/日

- ・ **新型インフルエンザ等発生時には、速やかに地方衛生研究所を中心とした検査体制を立ち上げ、検査試薬の流通、マニュアルの配布等の状況を見極め、民間検査機関等を中心とした体制へ拡充を図っていくことが求められる。**

## 【⑩検査の取組内容】

- 国による検査試薬の普及や検査マニュアルの作成等、民間検査機関を中心とした体制が構築されるまでの間、地方衛生研究所を中心とした検査体制を立ち上げる。
- 準備が整い次第、民間検査機関等（検査等措置協定締結機関）による検査体制に移行し、感染症の特徴、流行状況等に基づき、国と連動し検査実施の方針決定、見直しを実施する。

対策項目	準備期	初動期	対応期
⑩検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>迅速に検査体制の構築に繋げるための準備を行い、検査体制を整備</b></li> <li>・ 人材育成を進めるとともに、整備した検査体制について訓練等で実効性を定期的に確認し、適切な見直しを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査実施能力の確保状況を確認及び国への報告</li> <li>・ <b>検査等措置協定締結機関における検査体制が整うまで、速やかに地方衛生研究所等を中心とした検査体制の立ち上げを実施</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>検査等措置協定締結機関等を中心とした検査体制への移行</b></li> <li>・ 国が感染症の特徴、流行状況、医療提供体制の状況等に基づき実施する検査実施の方針決定、見直しについて国と協力し実施</li> </ul>

# 新型コロナウイルス感染症対策に係る課題等の反映(その他事項)

## 【新型コロナウイルス感染症の振り返りの反映(その他事項)】

- 保健福祉部では、令和6年5月に「**新型コロナウイルス感染症対策に係る保健福祉部の取組**」を作成した。  
(URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/r6hurikaeri.html>)
- 保健福祉部の取組では、新型コロナウイルス感染症の取組の振り返り、課題や反省点などの検証、有識者の提言をまとめている。
- 改定県行動計画における感染症対策のポイントで掲載した以外の振り返りの反映については、資料2に掲載した。

### 新型コロナウイルス感染症対策に係る 保健福祉部の取組

令和6年5月  
宮城県保健福祉部

### II 本県における主な取組(第1波~第8波)

年月	全体の取組	医療提供体制等の確保	その他取組等
1月	宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置(27日)	宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置(29日)	相談窓口の開設(本庁・各保健所)(24日)・保健福祉センターにおけるウイルス検査の実施(30日 19時~対応可)
2月	記者発表「新型コロナウイルス感染症に伴う県主催イベント・会議等の考え方について」(27日) 県内初の感染者の確認を受け、福祉施設等における感染対策の徹底について、改めて周知(29日)	県内感染症指定医療機関(7病院29床)との連携 ・帰国者・接触者外来の設置(16カ所)(4日) ・宮城県感染症ネットワーク会議(行政及び感染症指定医療機関等)(6日) ・新型コロナウイルス感染症対策(医療機関向け)セミナーの開催(8日) ・県・市町村の備蓄マスクの県医師会を通じた一般診療所等への配付を決定(12日)、順次配布(12日~) ・県内の一般診療体制に係る打合せ(県及び仙台市医師会・仙台市・宮城県・宮城県感染症対策委員会委員長)(25日)	コールセンターの開設(仙台市と共同開設)(4日~) ・メディア向けセミナーの開催(3日、12日)
3月	新型コロナウイルス感染症対策特別措置法第15条第1項の規定に基づき、県において新型コロナウイルス感染症対策を行う「新型コロナウイルス対策本部」が設置されたことを受け、県では同日付で、特別法第22条第1項の規定に基づく「宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置(危機管理対策本部会議と併設)(26日)	新型コロナウイルス感染症対策に係る県内主要病院院長等会議(31日)以下「県内病院院長等会議」と記載	社会福祉施設等への衛生用品(マスク・消毒液)の配布(随時) ・PCR検査の確保適用に伴う医療機関向け説明会開催(10日) ・宮城県PCR検査等調整会議開催(27日) ・生活福祉資金(緊急小口資金等特別貸付)について、宮城県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会を窓口として、申請の受付を開始(25日) ・LINE公式アカウント「宮城県-新型コロナウイルス対策パーソナルサポート」開始(30日)

年月	全体の取組	医療提供体制等の確保	その他取組等
4月	知事、仙台市長、宮城県医師会長及び仙台市医師会長による共同会見(3日)「新しい世代への注意喚起、不要不急の外出自粛要請」 【緊急事態宣言】(4.7~5.25) 知事、宮城県医師会長、東北大学病院長、東北医科薬科大学特任教授による共同会見(9日)「フェーズの移行、不要不急の外出自粛要請」 外出、イベント等の自粛を要請(4.17~5.6) 知事と仙台市長による共同会見(東北・新潟緊急共同宣言)(24日)「外出自粛要請」 宮城県内における緊急事態措置(4.25~5.31) ・「施設の使用停止及びイベント等の開催の停止要請」	新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部設置(9日)以下「調整本部」と記載 調整本部「患者搬送コーディネーター」会議(10日、15日) 宮城県緊急医療情報システムにより毎日の入院受入可能病床を一時的に把握(15日~) 軽症者の宿泊療養施設への受入開始(16日~) 調整本部会議(21.23.30日) 仙台市内においてドライブスルー方式による「帰国者・接触者外来」の実施(21日~)	宿泊療養施設の確保を対案とした「このころの相談電話専用ダイヤル」を仙台市と設置、宿泊療養施設従事者、支援に就いた自治体職員との相談にも対応(16日~) 医療資材調達チームの設置(20日) 保育所・放課後児童クラブ等の対応について、利用自粛の協力等を求める知事メッセージ公表(21日) 東北大と富士通(株)が共同開発した健康観察システム「新型コロナウイルス感染症対策支援チャットサービス」の利用開始(24日~) 厚生労働省クワスター対策担当官による保健所職員向け研修会(28日)
5月	知事と仙台市長による共同会見(東北・新潟共同メッセージ)(8日)「県境を跨ぐ移動の自粛、新しい生活様式の定着」	県内病院院長等会議(29日)	医療機関及び社会福祉施設にマスク等の衛生物資の供給支援を実施【第一波】(1日) 医療機関及び社会福祉施設にマスク等の衛生物資供給支援を実施【第二波】(15日~) マスク:400万枚、ガウン:15万枚、フェイスシールド:3千枚
6月			

- ・有事に迅速な対応ができるよう他部署の中で応援職員の分担を決めておくなど、事前の準備を行う。
- ・県内の医療機関(特に病院)が一丸となって取り組むに当たり、県と東北大学病院が密に連携することは極めて重要。まず初めに東北大学病院長に相談に伺う必要がある。

### (2) 専門家や専門機関との連携【病院長等会議】

#### ① 主な取組

- ・コロナ患者の入院体制を確保するため、「新型コロナウイルス感染症対応病院院長等会議」を開催し、感染状況を共有した。コロナは一定の周期で感染を繰り返すとともに感染者数も急増したことから、それに比例する形で入院患者が増加し、病床が逼迫したため、その都度病院院長等会議を開催し、最大限の病床確保をお願いした。(図3、表3)
- ・第4波までは感染の波に応じてフェーズを引き上げたが、一度確保病床数を下げてしまうと、病床の確保(転換)に時間を要することから、第5波以降は「感染急増時」のフェーズを維持した。
- ・知事が直接病院長に働きかけを行うことで、危機意識の共有及び病床確保に繋がった。

図3 病院長等会議

### 病院長等会議

○新型コロナウイルス感染症対応病院院長等会議(R2.3.31~ 計27回開催 ※令和6年12月15日現在)

会議の様子(県庁内、オンライン会議)

主な出席者	
○座長	東北大学病院 病院長(医療調整本部長)
・入院受入協力医療機関	・院長、副院長等
・宮城県医師会	・会長、副会長
・都市医師会	・会長
・医療調整本部	・各本部長
・専門家	・感染症分野の専門家
・関係団体	・宮城県看護協会等
・行政機関	・宮城県知事もしくは副知事 ・仙台市長もしくは健康福祉局長 ・保健所長・支所長

主な議題

- ・新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等について
- ・病床確保の状況について
- ・陽性患者の入院受入体制の強化について
- ・今後の感染拡大に備えた医療提供体制整備について

知事が各病院長に直接働きかけを行うことで、危機意識の共有及び迅速な病床確保に繋がった